

船舶事故調査報告書

平成26年6月12日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

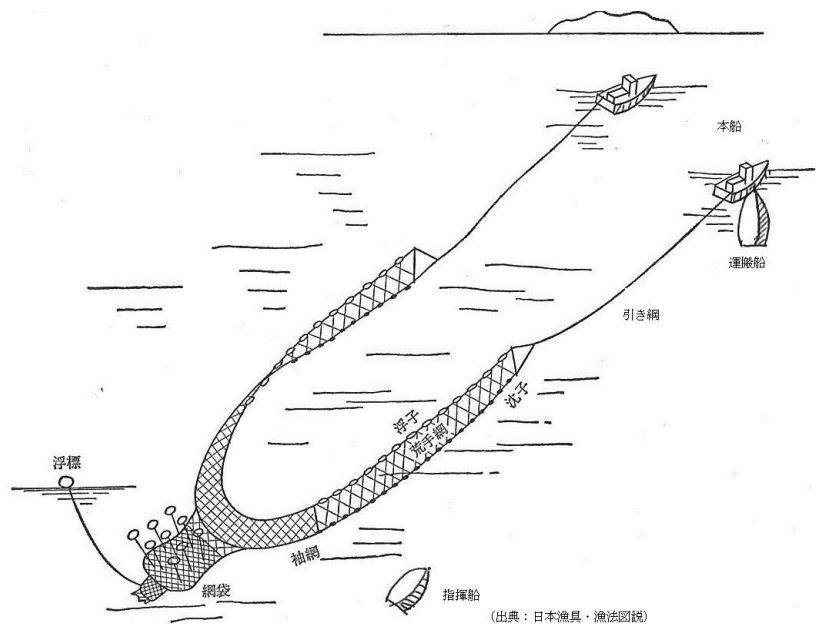
委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成25年9月3日 09時26分ごろ
発生場所	大分県別府市別府港東方沖 別府市所在の別府観光港沖防波堤北灯台から真方位092°3海里（M）付近 （概位 北緯33°18.4′ 東経131°34.0′）
事故調査の経過	平成25年10月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第20 ^{えびす} 戎丸、4.9トン OT3-32033（漁船登録番号）、えびすや水産 10.88m（Lr）×3.13m×1.47m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和52年10月21日
乗組員等に関する情報	船長 男性 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年12月4日 免許証交付日 平成23年11月2日 （平成28年11月1日まで有効） 甲板員A 男性 70歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、甲板員A及び甲板員Bが乗り組み、2そう引きしらす網船団の右舷側網船として別府市亀川漁港を出港し、平成25年9月3日07時30分ごろ別府湾内の漁場で操業を開始した。

2そう引きしらす網船団は、指揮船1隻（1人乗り）、運搬船1隻（1人乗り）及び網船2隻（3人及び4人乗り）で構成され、右舷側網船及び左舷側網船が左右に離れてしらす網を引いていた。



船長は、09時25分ごろ、指揮船船長からの指示により、速力を約1.4ノットとして北進していたとき、運搬船が船首を右舷中央に接近させてきたので、甲板員A及び甲板員Bに運搬船に乗り移るよう連絡した。

運搬船船長は、甲板員Aが、甲板員Bに続いて運搬船に乗り移ろうとしていたものの、運搬船の船首が少し離れたので、乗り移れず、09時26分ごろ、別府港東方沖において、再び接近した運搬船の船首に脚を伸ばしたとき、本船と運搬船の間に転落したところを見た。

運搬船船長から転落の連絡を受けた指揮船船長は、網の右方付近にいたので、約5分後、浮いていた甲板員Aの合羽の襟を掴み、指揮船に乗り移った甲板員Bの支援を受けて甲板員Aを揚収し、救急措置を行いながら、亀川漁港に向かった。

甲板員Aは、救急車で病院に心肺停止状態で搬送されたが、2日後に死亡が確認された。

死因は、溺水と検案された。

気象・海象

気象：天気 雨、風向 北、風力 2、視界 良好

海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期

その他の事項

本船には5個のベスト型救命胴衣が準備されていたが、合羽の上に着用すれば、作業しにくいので、荒天時以外は着用する習慣がなかった。

甲板員Aは、泳ぐことができないと仲間に告げていた。

船長は、ベスト型救命胴衣で作業がしにくいのであれば、作業の邪魔にならない膨張式の救命浮器などを自分で購入するように促したこ

	<p>とがあった。</p> <p>船長は、操船中であり、甲板員Aの転落を知らなかった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>甲板員Aは、溺死した。</p> <p>本船は、別府港東方沖において、2そう引きしらす網漁を操業中、甲板員Aが、接近してきた運搬船に移ろうとした際、落水したことから、死亡するに至ったものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、別府港東方沖において、2そう引きしらす網漁を操業中、甲板員Aが、接近してきた運搬船に移ろうとした際、落水したため、発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業中は可能な限り、救命胴衣を着用することを乗組員に指導すること。

付図1 事故発生経過概略図

